

ゴルフ場利用約款

サンヨーリゾート株式会社
富岡ゴルフ倶楽部

第1条 約款の適用

当ゴルフ場(付帯施設を含む)を利用される方は、快適で安全なプレーをお楽しみいただくため、当ゴルフ場規約、細則、営業のご案内による定めのほか本約款に従ってご利用いただきます。

第2条 利用契約の成立

当ゴルフ場でプレーされる方は、プレー当日フロントにおいて本約款を確認のうえ、所定の署名簿に署名を頂くことにより、当ゴルフ場は、署名者の施設ご利用をお引き受けすることになります。

第3条 予約とキャンセル

当ゴルフ場を利用しようとするときは、営業の案内等によりプレー日及びスタート時刻を予約していただき、キャンセルの場合の違約手続きについては当ゴルフ場の案内等に従っていただきます。

第4条 施設利用の拒絶

当ゴルフ場は、次の場合には施設の利用並びに利用の継続をお断りすることがあります。

1. 利用者が暴力団員であることが判明したとき。
2. 利用者が暴力団員を同伴したとき。
3. 入れ墨をした方、及び泥酔した方が浴場の利用をしようとしたとき。
4. 利用者が公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為をしたとき、又は反する恐れがあると認められたとき。
5. 満員のためスタート時間に余裕が無いとき。
6. 予約者が偽名を使用して申し込み、受付したとき。
7. 天災その他の止むを得ない事情により、クローズするとき。
8. 技術が著しく未熟であって、他人のプレーに迷惑をかけたとき。
9. コース内での練習ストローク。
10. ルール・マナー及びスロープレーに対する警告を無視し改めないとき。
11. 利用者が精神異常者または伝染病患者であると認められるとき。
12. その他本約款に違反した場合、並びに、当ゴルフ場の施設を利用されることが好ましくない事由がある場合。

第5条 休業日・開場時間

当ゴルフ場の休業日と開場時間は、当ゴルフ場の規定によりますが、臨時的に異変することがあります。

第6条 金銭その他物品の盗難及び事故

金銭その他貴重品は、貴重品ロッカー又は当ゴルフ場所定の封筒に記名の上、その場でフロントへお預けください。お預けがない限り、ロッカー・浴室・コース等で盗難や紛失の事故があっても当ゴルフ場は一切の責任を負いません。お預かりした品は預り証持参の方に預り証と引換えにお渡しします。預り証を紛失した場合は直ちに届出てください。届出前に第三者により既に預り証とお預り品の引換えをされた場合、利用者の不注意でロッカー内の諸物品に紛失や事故が発生したときはその責任を負いません。

また、携行品や駐車中の自動車に関する盗難、損害等については当ゴルフ場では一切責任を負いません。

第7条 施設内への持込み禁止

当ゴルフ場の施設内には次の物のお持ち込みをお断りいたします。

1. 動物、鳥類等のペット類。
2. 著しく悪臭を放つもの。
3. 銃砲刀剣類、ならびに危険物。
4. 火薬、揮発油等、発火爆発の恐れのあるもの。
5. 騒音を発するもの

第8条 施設内禁止行為

当ゴルフ場の施設内では下記の行為を禁止します。

1. 物品販売、宣伝広告などの行為。
2. 利用者以外のコース内立ち入り。(支配人が特に許可した場合を除く)
尚、特に許可した場合であっても、利用者以外が損害等を受けた場合当ゴルフ場は一切損害賠償等の責任を負いません。
3. 他人に迷惑又は不快感を与える行為。
4. 高音、高唄等によるプレーの進行、倶楽部品位の維持をみだす行為。
5. 施設の器具、備品等を持ち出す行為。
6. 賭博等ゴルフ場の風紀を乱す行為

第9条 服装規定

利用者はゴルフプレーに相応しい服を着用してください。

1. プレーの際には必ずゴルフウェアを着用してください。Gパン、Tシャツ、タンクトップ又はそれと見まがうような服装はお断りします。
2. 半ズボンでプレーする時は必ずハイソックスを着用してください。
3. サンダル、下駄等でのご来場はお断りいたします。

第10条 エチケット・マナーの厳守

利用者はゴルフのルール・マナーを守り自己の責任により安全を確認したうえでプレーをしてください。

第11条 プレーに係わる厳守事項

1. クラブの素振りは、ティーイングエリア内、又は特に指定された場所以外ではしないでください。
2. 同伴プレーヤーは、打者の前方には絶対に出ないでください。
3. キャディ及びフォアキャディの合図は、先行組が通常第2打を打ち終り、通常の飛距離外に先進したと判断されるときは合図です。合図があっても打者は自己の飛距離を自分で判断して打球してください。
4. 後続組に対し打球させるときは、先行組のプレーヤーは後続組の打者が打ち終わるまで安全な場所に待避してください。
5. ホール・アウトした場合は直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対し安全な場所を通り次のホールへ進んでください。
6. 雷鳴があった場合には、直ちにプレーを中断し、待避所など安全と思われる場所に待避してください。
7. コース内ではティーイングエリア以外での喫煙を禁止します。

第12条 乗用カート使用セルフプレーの場合の禁止行為

乗用カート使用セルフプレーの場合は当ゴルフ場の従業員の指示に従い、乗用カートにそなえ付けの注意事項を読み、安全運転でプレーしてください。なお次の行為は大変危険ですので禁止します。

1. 乗車定員を上回る乗車をしての走行。
2. カート道路以外の走行。(当ゴルフ場従業員の指示及び許可があった場合を除く)
3. 走行中のカートへの飛び乗り及び走行中のカートからの飛び降り。
4. 走行中のカートから手足等を出すこと。
5. その他 安全運転を逸脱した危険な行為。

第13条 館内全面禁煙

クラブハウス内は全面禁煙となっていますので、喫煙は館外の所定の場所で行ない火気の始末は各自が責任を持って行ってください。

第14条 クラブ等の物品の紛失及び瑕疵

利用者はプレー終了後、クラブを点検し、間違いがないかを慎重に確認してください。確認後の紛失及び瑕疵については責任を負いません。

また、宅配便への取り次ぎ中の物品の盗難・紛失・被害等の責任は負いません。

第15条 損害賠償責任

利用者がこの約款を順守（遵守）せず被害を受けた場合、当ゴルフ場は一切の損害賠償責任を負いません。また、利用者が故意又は過失により、当ゴルフ場の従業員又は施設に損害を与えた場合は、その損害額をお支払いいただきます。

第16条 忘れ物の処理

当ゴルフ場内でのお忘れ物は発見の日から3ヶ月間お預かりします。期間経過後は当ゴルフ場で任意処分致しますので、ご了承ください。ただし下着類、危険物、その他腐りやすいものはこの限りではありません。

第17条 料金のお支払い

料金は当日のプレー終了後フロントにおいて現金または所定のクレジットカードによってお支払いいただきます。尚、万一故意又は重大な過失による未払いの場合、相当の手續きと年14.6%の金利を頂くことがあります。

この約款は2011年1月1日から施行いたします。